



# 山形県公報

平成20年2月26日(火)  
第1920号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県景観規則.....(管 理 課)...213

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....(税 政 課)...229  
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....(循環型社会推進課)... 同  
国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数.....(長寿社会課)...230  
道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山建設総務課)... 同  
同.....( 同 )... 同  
同.....( 同 )...231  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...232  
同.....(庄内総合支庁企画振興課)... 同  
一般競争入札の公告.....(公安委員会)...233  
平成18年度対象財政的援助団体等の監査結果の公表.....(監 査 委 員)...234

## 規 則

山形県景観規則をここに公布する。  
平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第7号 山形県景観規則

#### 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 景観計画(第2条 - 第16条)
- 第3章 眺望景観資産(第17条 - 第19条)
- 第4章 景観回廊(第20条・第21条)
- 第5章 景観協定(第22条)
- 第6章 景観整備機構(第23条)
- 第7章 雑則(第24条)

#### 附則

- 第1章 総則  
(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び山形県景観条例(平成19年12月県条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 景観計画

（景観形成重点地域の告示）

第2条 知事は、条例第8条の規定により景観形成重点地域を指定したときは、当該景観形成重点地域の名称及び区域を告示するものとする。

（景観形成重点地域の提案に対する判断等）

第3条 知事は、条例第9条第1項の規定による提案に係る区域を景観形成重点地域として指定する必要があると認めるときはその旨を、必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、当該提案をした市町村の長に通知するものとする。

（行為の届出）

第4条 省令第1条第1項及び条例第12条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第12条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

（1）条例第11条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあっては、次に掲げる図書

イ 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

ロ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

ハ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

（2）条例第11条第2号に掲げる行為にあっては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

（3）前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（別記様式第2号）を提出して行うものとする。

4 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、速やかに、景観計画区域内における行為の中止届出書（別記様式第3号）により知事に届け出なければならない。

（公共的団体）

第5条 条例第13条第1項第3号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により知事が指定した景観整備機構とする。

（適用除外行為の規模等）

第6条 条例第13条第1項第4号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

（1）煙突、広告塔、高架水槽その他これらに類するもの

（2）製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの

（3）電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するもの

（4）前3号に掲げる工作物以外の工作物

2 条例第13条第1項第4号の規則で定める規模以下のものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下であるもの

（2）建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が400平方メートル以下であるもの

（3）前項第1号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建設等」という。） 当該建設等に係る工作物の高さが13メートル以下であるもの

（4）前項第2号及び第4号に掲げる工作物の建設等 当該建設等に係る工作物の高さが13メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下であるもの

（5）前項第3号に掲げる工作物の建設等 当該建設等に係る工作物の高さが20メートル以下であるもの

（6）法第16条第1項第3号及び条例第11条第1号に掲げる行為 当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下であって、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが5メートル以下で、かつ、長さが30メートル以下であるもの

（7）条例第11条第2号に掲げる行為 当該行為に係る物件の高さが5メートル以下で、かつ、その用に供される

土地の面積が1,000平方メートル以下であるもの  
(身分証明書)

第7条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第4号によるものとする。

(省令第8条第1項第6号に掲げる事項を通知する方法)

第8条 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面を送付する方法とする。

(景観重要建造物を表示する標識)

第9条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可申請)

第10条 法第22条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書(別記様式第5号)を提出して行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第11条 条例第20条第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木を表示する標識)

第12条 法第30条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可申請)

第13条 法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書(別記様式第6号)を提出して行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第14条 条例第23条第3号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、適切に保育すること。

(2) 景観重要樹木に滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物等の告示)

第15条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしたときは、当該景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び同項に規定する土地その他の物件を告示するものとする。

2 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたときは、当該景観重要樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を告示するものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第16条 法第43条の規定による所有者の変更の届出は、景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書(別記様式第7号)を提出して行うものとする。

### 第3章 眺望景観資産

(眺望景観資産の告示)

第17条 知事は、条例第26条第1項の規定による眺望景観資産の指定をしたときは、当該眺望景観資産の指定の年月日、名称、視点及び主たる対象物を告示するものとする。

(主たる対象物)

第18条 条例第26条第1項第7号の規則で定める主たる対象物は、次に掲げる対象物とする。

(1) 市街地又は集落を形成している区域

(2) 市街地内又は集落内の道路及びその沿道の建築物等

(眺望景観資産の提案に対する判断等)

第19条 第3条の規定は、条例第27条の規定による提案について準用する。この場合において、第3条中「第9条第1項」とあるのは「第27条」と、「区域を景観形成重点地域」とあるのは「眺めを眺望景観資産」と、「市町村の長」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

### 第4章 景観回廊

(景観回廊の告示)

第20条 知事は、条例第29条第1項の規定による景観回廊の指定をしたときは、当該景観回廊の指定の年月日、名称及び区域を告示するものとする。

（景観回廊の提案に対する判断等）

第21条 第3条の規定は、条例第30条第1項の規定による提案について準用する。この場合において、第3条中「第9条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、「景観形成重点地域」とあるのは「景観回廊」と読み替えるものとする。

#### 第5章 景観協定

（景観協定の認可申請等）

第22条 法第81条第4項の規定による認可の申請及び法第84条第1項の規定による認可の申請は、景観協定（変更）認可申請書（別記様式第8号）を提出して行うものとする。

2 法第88条第1項の規定による認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（別記様式第9号）を提出して行うものとする。

#### 第6章 景観整備機構

（景観整備機構の指定の申請等）

第23条 法第92条第1項の規定による指定の申請は、景観整備機構指定申請書（別記様式第10号）を提出して行うものとする。

2 法第92条第3項の規定による変更の届出は、景観整備機構変更届出書（別記様式第11号）を提出して行うものとする。

#### 第7章 雑則

（書類の経由等）

第24条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る区域を所管する総合支庁の長を経由するものとする。

2 法第16条第1項の規定により提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

#### 附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

別記  
様式第1号

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）  
氏 名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

印

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

|                                     |                               |                                                         |   |
|-------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------|---|
| 行為の場所                               |                               |                                                         |   |
| 行為着手<br>予 定 日                       | 年                             | 月                                                       | 日 |
| 行為完了<br>予 定 日                       | 年                             | 月                                                       | 日 |
| 行為の種類                               | 1 建築物                         | 用途( )                                                   |   |
|                                     |                               | イ 新築 □ 増築 八 改築 二 移転 ホ 外観を変更する修繕<br>ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更 |   |
|                                     | 2 工作物                         | 種類( )                                                   |   |
|                                     |                               | イ 新設 □ 増築 八 改築 二 移転 ホ 外観を変更する修繕<br>ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更 |   |
|                                     | 3 開発行為                        |                                                         |   |
|                                     | 4 土地の形質の変更                    | イ 土地の開墾 □ 土砂の採取<br>八 鉱物の掘採 二 その他( )                     |   |
| 5 屋外における物件<br>の堆積 <small>たい</small> | イ 土石 □ 廃棄物 八 再生資源<br>二 その他( ) |                                                         |   |
| 届出内容に<br>係る照会先                      | 住所<br>氏名(名称及び担当者名)<br>電話番号    |                                                         |   |
| 備 考                                 |                               |                                                         |   |
| 受 付 日                               | 年                             | 月                                                       | 日 |
|                                     | 受 付 番 号                       |                                                         |   |

|                   |                |                  |                 |                  |                |                  |  |
|-------------------|----------------|------------------|-----------------|------------------|----------------|------------------|--|
| 行為の設計又は施工方法       | 建築物            | 1 建築             | 区 分             | 届 出 部 分          |                | 既 存 部 分          |  |
|                   |                |                  | 建 築 面 積         | m <sup>2</sup>   |                | m <sup>2</sup>   |  |
|                   |                |                  | 延 べ 面 積         | m <sup>2</sup>   |                | m <sup>2</sup>   |  |
|                   |                |                  | 高 さ             | m                |                | m                |  |
|                   |                |                  | 外観の模様替え等の面 積    | m <sup>2</sup>   |                |                  |  |
|                   |                | 構 造              | 造 階 建           |                  |                |                  |  |
|                   |                | 色 彩              | 区 分             | ベースカラー (基調色)     | アソートカラー (従属色)  | アクセントカラー (強調色)   |  |
|                   |                |                  | 正 面             |                  |                |                  |  |
|                   |                |                  | 側 面             |                  |                |                  |  |
|                   |                |                  | 背 面             |                  |                |                  |  |
|                   | 2 工 作 物        | 2 工 作 物          | 区 分             | 届 出 部 分          |                | 既 存 部 分          |  |
|                   |                |                  | 築 造 面 積         | m <sup>2</sup>   |                | m <sup>2</sup>   |  |
|                   |                |                  | 高 さ             | ( )m             |                | ( )m             |  |
|                   |                |                  | 外観の模様替え等の面 積    | m <sup>2</sup>   |                |                  |  |
|                   |                |                  | 構造 (形態及び意匠を含む。) |                  |                |                  |  |
| 色 彩               |                | 区 分              | ベースカラー (基調色)    | アソートカラー (従属色)    | アクセントカラー (強調色) |                  |  |
|                   |                | 正 面              |                 |                  |                |                  |  |
|                   |                | 側 面              |                 |                  |                |                  |  |
|                   |                | 背 面              |                 |                  |                |                  |  |
|                   |                | 3 開 発 行 為        | 面 積             | のり 法面又は擁壁の高さ及び長さ |                | 変更後の土地の形状及び緑化の方法 |  |
| m <sup>2</sup>    | 高さ m           |                  | 長さ m            |                  |                |                  |  |
| 変更後の法面の外観         |                |                  |                 |                  |                |                  |  |
| 4 土 地 の 形 質 の 変 更 | 面 積            | のり 法面又は擁壁の高さ及び長さ |                 | 跡 地 の 状          | 跡地の緑化の方法       |                  |  |
|                   | m <sup>2</sup> | 高さ m             | 長さ m            |                  |                |                  |  |
|                   | 遮 へ い の 方 法    |                  |                 |                  |                |                  |  |

|                           | 種 類                   | 高 さ | 面 積            | たい<br>堆 積 の 方 法 |
|---------------------------|-----------------------|-----|----------------|-----------------|
| 5 屋 外 に<br>おける物件<br>の 堆 積 |                       | m   | m <sup>2</sup> |                 |
|                           | 遮 へ い の 方 法           |     |                |                 |
| そ<br>の<br>他               | 参考となる事項(景観形成上配慮した事項等) |     |                |                 |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「行為着手予定日」欄には、当該行為地において、工事（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他の基礎工事を除きます。）に着手する日を記入してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：住宅、マンション、商店、工場、事務所、商業ビル等）、工作物にあっては種類（例：煙突、広告塔、高架水槽、コンクリートプラント等）を記入してください。土地の形質の変更及び屋外における物件の堆積でその他に該当する場合は、その行為を（ ）内に記入してください。
- 4 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者（設計者、施工者等）へ照会を希望する場合に記入してください。
- 5 「備考」欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入してください。
- 6 「行為の設計又は施行方法」の面積欄は、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで、高さ及び長さの欄は、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記入してください。
- 7 建築物及び工作物の色彩の側面欄は、すべての側面について記入してください。
- 8 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 9 「色彩」欄には、日本色研配色体系（PCCS）のトーン及び色相並びに各壁面に占める割合（％）（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとしてください。）を記入してください。（例：p 8 75.2％）無彩色の場合は、白、グレー、黒の別と明度を記入してください。（例：G y 6.5 80.7％）  
トーン及び色相で表現できない場合は、PCCS記号（例：8:Y-9.0-3S）又はマンセル記号（例：5Y 9.0/3.0）を記入してください。  
工作物については、面を持つ工作物は、建築物と同様に、それぞれの面について記入してください。面を持たない場合は、全体の色彩について記入してください。
- 10 「その他」欄には、参考となる事項（景観形成上配慮した事項等）について、次の例を参考に記入してください。
- 例1： 周辺の既往の街並みとまとまりのあるものにするため、建物の明度と彩度を低く抑えた。また、工作物は、建物と一体的なデザインとし、煩雑な印象を与えないようにした。
- 例2： 周囲の屋敷林を持つ集居集落との調和を保つため、既存集落と同様に、団地内の各戸に高木を植栽することとした。
- 11 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。
- 12 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についての適合状況及び対応状況を記載した図書並びに景観法施行規則第1条第2項各号又は山形県景観規則第4条第2項各号に掲げる図書等を添付してください。
- 13 印の欄は、記入しないでください。

## 様式第2号

## 景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所(主たる事務所の所在地)  
氏 名(名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

| 届出書受付番号         | 年 月 日                      |   | 第 号   |      |
|-----------------|----------------------------|---|-------|------|
| 区 分             | 変 更 前                      |   | 変 更 後 |      |
| 行為の設計<br>又は施行方法 |                            |   |       |      |
| 届出内容に<br>係る照会先  | 住所<br>氏名(名称及び担当者名)<br>電話番号 |   |       |      |
| 変 更 理 由         |                            |   |       |      |
| 備 考             |                            |   |       |      |
| 受 付 日           | 年                          | 月 | 日     | 受付番号 |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
 2 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図面等を添付してください。  
 3 当該変更に係る部分について、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についての適合状況及び対応状況を記載した図書を添付してください。  
 4 印の欄は、記入しないでください。

様式第3号

## 景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）  
氏 名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

印

山形県景観規則第4条第4項の規定により、次の行為のとりやめについて届け出ます。

|             |         |           |
|-------------|---------|-----------|
| 行為の届出に係る事項  | 届出書受付番号 | 年 月 日 第 号 |
|             | 行為の場所   |           |
|             | 行為の種類   |           |
| 行為をとりやめた年月日 |         | 年 月 日     |

(注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。

2 「行為の届出に係る事項」欄には、景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を記入してください。

## 様式第4号

(表面)

|                                                  |   |
|--------------------------------------------------|---|
| 第                                                | 号 |
| 身分証明書                                            |   |
| 所 属<br>職 氏 名                                     |   |
| 上記の者は、景観法第17条第6項又は第7項に規定する職務を行う<br>職員であることを証明する。 |   |
| 年                                                | 月 |
| 日                                                |   |
| 山形県知事印                                           |   |
| 上半身写真                                            |   |

(裏面)

## 景観法抜粋

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2～4 略

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第5号

## 景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所(主たる事務所の所在地)  
氏 名(名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

景観法第22条第1項の規定により、景観重要建造物の現状の変更について、次のとおり申請します。

|                    |                                                                        |      |   |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------|------|---|
| 指 定 番 号            |                                                                        |      |   |
| 指 定 の<br>年 月 日     | 年                                                                      | 月    | 日 |
| 行 為 の 種 類          | イ 増築    ロ 改築    ハ 移転    ニ 除却    ホ 外観を変更する修繕<br>ヘ 外観の模様替え    ト 外観の色彩の変更 |      |   |
| 行 為 の 場 所          |                                                                        |      |   |
| 設 計 又 は<br>施 行 方 法 |                                                                        |      |   |
| 着 手 予 定 日          | 年                                                                      | 月    | 日 |
| 完 了 予 定 日          | 年                                                                      | 月    | 日 |
| 申請内容に係る<br>照会先     | 住所<br>氏名(名称及び担当者名)<br>電話番号                                             |      |   |
| 備 考                |                                                                        |      |   |
| 受 付 日              | 年                                                                      | 月    | 日 |
|                    |                                                                        | 受付番号 |   |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
2 「行為の種類」欄は、該当する記号を で囲んでください。  
3 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図面等を添付してください。

様式第 6 号

## 景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)  
氏 名 (名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

景観法第31条第 1 項の規定により、景観重要樹木の現状の変更について、次のとおり申請します。

|                |                            |         |   |
|----------------|----------------------------|---------|---|
| 指 定 番 号        |                            |         |   |
| 指 定 の<br>年 月 日 | 年                          | 月       | 日 |
| 行 為 の 種 類      | イ 伐採                       | 口 移植    |   |
| 行 為 の 場 所      |                            |         |   |
| 施 行 方 法        |                            |         |   |
| 着 手 予 定 日      | 年                          | 月       | 日 |
| 完 了 予 定 日      | 年                          | 月       | 日 |
| 申請内容に係る<br>照会先 | 住所<br>氏名(名称及び担当者名)<br>電話番号 |         |   |
| 備 考            |                            |         |   |
| 受 付 日          | 年                          | 月       | 日 |
|                |                            | 受 付 番 号 |   |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
2 「行為の種類」欄は、該当する記号を で囲んでください。  
3 景観法施行規則第14条第 2 項各号に掲げる図面等を添付してください。

様式第7号

## 景観重要建造物（景観重要樹木）所有者変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

景観法第43条の規定により、景観重要建造物（景観重要樹木）の所有者の変更について、次のとおり届け出ま

|                       |                                  |                                 |
|-----------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 景観重要建造物又は<br>景観重要樹木の別 | <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 | <input type="checkbox"/> 景観重要樹木 |
| 指 定 番 号               |                                  |                                 |
| 名 称（樹種）               |                                  |                                 |
| 所 在 地                 |                                  |                                 |
| 旧 所 有 者               | 住所（主たる事務所の所在地）<br>氏名（名称及び代表者の氏名） |                                 |
| 所有者変更年月日              | 年 月 日                            |                                 |
| 届出内容に係る照会先            | 住所<br>氏名（名称及び担当者名）<br>電話番号       |                                 |

す。

- （注） 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
2 「景観重要建造物又は景観重要樹木の別」の欄は、該当する記号を で囲んでください。

様式第 8 号

景観協定 ( 変更 ) 認可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所 ( 主たる事務所の所在地 )  
氏 名 ( 名称及び代表者の氏名 )  
電話番号

印

景観法第81条第 4 項 ( 第84条第 1 項 ) の規定により、景観協定 ( の変更 ) の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                |                                 |    |    |    |    |    |
|----------------|---------------------------------|----|----|----|----|----|
| 景観協定区域         | 番号                              | 町名 | 字名 | 地番 | 地目 | 地積 |
|                |                                 |    |    |    |    |    |
|                |                                 |    |    |    |    |    |
|                |                                 |    |    |    |    |    |
|                | 計                               |    |    |    |    |    |
| 景観協定区域<br>隣接区域 | 番号                              | 町名 | 字名 | 地番 | 地目 | 地積 |
|                |                                 |    |    |    |    |    |
|                |                                 |    |    |    |    |    |
|                | 計                               |    |    |    |    |    |
| 良好な景観<br>の形成事項 | 建築物の形態意匠に関する基準                  |    |    |    |    |    |
|                | 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準  |    |    |    |    |    |
|                | 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準     |    |    |    |    |    |
|                | 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項            |    |    |    |    |    |
|                | 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 |    |    |    |    |    |
|                | 農用地の保全又は利用に関する事項                |    |    |    |    |    |
|                | その他良好な景観の形成に関する事項               |    |    |    |    |    |
| 景観協定の有効期間      | 認可公告日から 年 月 日まで                 |    |    |    |    |    |
| 景観協定に違反した場合の措置 |                                 |    |    |    |    |    |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「景観協定区域」欄の番号欄は、添付書類の景観協定区域図と照合できるものを記入してください。なお、「景観協定区域」欄は、別紙にすることができます。
- 3 「良好な景観の形成事項」欄には、協定で定めたものについて記入してください。
- 4 同意書、景観協定の写し、景観協定区域図（公図の写し）及び登記簿の写しを添付してください。
- 5 同意書には、所有者及び借地権を有する者の住所及び氏名のほか、「景観協定区域」欄に掲げた町名、字名、地番、地目及び地積を記入してください。
- 6 変更の認可の申請の場合は、変更のあった欄について記入してください。

様式第9号

## 景観協定廃止認可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所（主たる事務所の所在地）  
氏 名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

印

景観法第88条第1項の規定により、景観協定を廃止したいので、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 認可年月日
- 2 認可番号

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 同意書を添付してください。

様式第10号

## 景観整備機構指定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名  
 電話番号

印

景観法第92条第 1 項の規定により、景観整備機構として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

|       |                                  |          |
|-------|----------------------------------|----------|
| 法人の種類 | 1 民法第34条の法人                      |          |
|       | 2 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人 |          |
| 業務内容  | 区分                               | 具体的な業務内容 |
|       | 法第93条第 1 号<br>に掲げる業務             |          |
|       | 法第93条第 2 号<br>に掲げる業務             |          |
|       | 法第93条第 3 号<br>に掲げる業務             |          |
|       | 法第93条第 4 号<br>に掲げる業務             |          |
|       | 法第93条第 5 号<br>に掲げる業務             |          |
|       | 法第93条第 6 号<br>に掲げる業務             |          |
|       | 法第93条第 7 号<br>に掲げる業務             |          |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
 2 「法人の種類」欄は、該当する番号を で囲んでください。  
 3 「業務内容」欄は、該当する区分を で囲み、その具体的な業務内容を記入してください。

様式第11号

## 景観整備機構変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

印

景観法第92条第3項の規定により、景観整備機構の名称等を変更するので、次のとおり届け出ます。

| 区 分                      | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------------------------|-------|-------|
| 名 称                      |       |       |
| 住 所 又 は 事 務 所<br>の 所 在 地 |       |       |
| 変 更 年 月 日                | 年 月 日 |       |

(注) 署名した場合は、押印を省略することができます。

告 示

山形県告示第177号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名又は名称    | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日    |
|-----------|--------|-----------------|------------|
| 進 藤 桂     |        | 酒田市広野字中通66番1号   | 平成20年1月24日 |
| 有限会社 朝日石油 | 北川 聖麿  | 酒田市若浜町14番14号    | 平成20年2月7日  |

山形県告示第178号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成20年3月26日まで縦覧に供する。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
大阪府大阪市中央区安土町一丁目7番20号  
大阪有機化学工業株式会社  
代表取締役 鎮目泰昌
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
飽海郡遊佐町藤崎字茂り松157番23

## 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第5号に規定する廃油の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

## 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ及び施行令第2条の4第1号から第3号までに規定する特別管理産業廃棄物

## 5 申請年月日

平成19年11月22日

## 6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 山形県告示第179号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、山形県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数を次のように定め、平成20年5月1日から施行し、平成18年2月県告示第116号（国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数）は、平成20年4月30日限り廃止する。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 種 別               | 定 数 |
|-------------------|-----|
| 保険医及び保険薬剤師を代表する委員 | 18名 |
| 保険者を代表する委員        | 18名 |
| 公益を代表する委員         | 18名 |

## 山形県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年2月26日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 287号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 寒河江市大字八楸字南714番16から<br>同 字郷ノ目803番1まで | 旧    | 21.0メートル<br>と<br>36.0 | メートル<br>90 |
| 同 上                                 | 新    | 21.0メートル<br>と<br>31.0 | 同 上        |

## 山形県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年2月26日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 道路の種類 主要地方道

- 2 路線名 天童寒河江線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長                    |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|-----------------------|
| 寒河江市大字寒河江字山西甲1184番2から<br>同 乙978番1まで |   | 旧    | 18.2メートル<br>と<br>39.0 | 281.0 <sup>メートル</sup> |
| 同                                   | 上 | 新    | 17.5メートル<br>と<br>29.0 | 同上                    |

山形県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年2月26日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成20年2月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道  
 2 路線名 中山三郷寒河江線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長                   |
|-----------------------------------|---|------|----------------------|----------------------|
| 西村山郡朝日町大字水本字堰口114番から<br>同 110番1まで |   | 旧    | 6.5メートル<br>と<br>12.5 | 65.0 <sup>メートル</sup> |
| 同                                 | 上 | 新    | 7.0メートル<br>と<br>20.8 | 同上                   |

山形県告示第183号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月26日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |                   |                    |     |   |
|-------|-------------------|--------------------|-----|---|
| 別表第2中 | " 馬見ヶ崎支店<br>千歳出張所 | " 千歳一丁目16番<br>41号  | " " | を |
|       | " 本店営業部<br>三島通出張所 | " 七日町四丁目13<br>番15号 | " " |   |

|                   |                   |     |       |
|-------------------|-------------------|-----|-------|
| " 馬見ヶ崎支店<br>千歳出張所 | " 千歳一丁目16番<br>41号 | " " | に改める。 |
|-------------------|-------------------|-----|-------|

附 則

この規程は、平成20年3月17日から施行する。

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 自然農食やまがたよもぎの会
  - (2) 代表者の氏名  
増田 勇一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市大字下新田2556番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、中山間の畑や休耕地を利用し無農薬農産物を栽培する事を指導し、可能な限り穀物・果樹・菌茸及び野菜中心の自給自足の農的生活を実践・普及することを通して、市民の生き甲斐の昂揚をはかり、健康の維持と心豊かなライフスタイルを確立し、以って健全な地域社会に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年2月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 森と水
  - (2) 代表者の氏名  
伴 和香子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市外内島字信州川原12番36号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は広く一般市民を対象に、
    - 1．森林の保全事業
    - 2．地球温暖化防止活動に関する事業
    - 3．里山文化の発掘、創造事業
    - 4．河川環境保全事業
    - 5．地域の伝統文化の継承事業
    - 6．農林水産業の振興ならびに食文化の継承に関する事業
    - 7．市民農園の運営、管理に関する事業
    - 8．地域振興の後継者の育成に関する事業
    - 9．グリーンツーリズムの推進に関する事業
    - 10．国際交流に関する事業
    - 11．コミュニティビジネスに関する事業
    - 12．その他前各号に附帯する一切の事業

を行い、環境の保全、地域産業の振興、芸術文化の振興、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年2月26日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日時 平成20年3月21日(金) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であって、県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有する者。
- (5) 調達役務を履行する事業所に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に掲げる事業の山形県知事の登録を受けていること。
- (6) 5,000㎡以上の建築物において、過去5年以内に調達の役務と同種の役務を履行した実績があること。なお、現に調達役務と同種の役務を履行している場合にあって、当該役務の履行期間が平成20年3月末日までに終了するときは実績を有するものと見なす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高嶺1,300(山形県総合交通安全センター)  
山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月7日(金)午後3時まで山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成19年11月に実施した平成18年度に係る監査の結果を次により公表する。

平成20年2月26日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

### 1 慶應義塾大学先端生命科学研究所

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

#### (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                    | 団体の目的                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1,925,000,000円 | 基本財産の現在額<br>3,500,000,000円<br>県の出資割合 55.0% | 庄内地方を中心とする地域をバイオテクノロジー研究の世界的な中心地として、研究教育活動を展開し、人材の育成及び知的財産の形成を図るとともに、知的集積や産業創造を促進していく。 |

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称                  | 補助対象事業費      | 補助金額         | 補助の目的                                    |
|-------------------------|--------------|--------------|------------------------------------------|
| 慶應義塾大学先端生命科学研究所教育研究費補助金 | 385,000,000円 | 385,000,000円 | 慶應義塾大学先端生命科学研究所研究教育活動に要する設備費等の経費に対し補助する。 |

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 2 財団法人 山形県総合社会福祉基金

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

#### (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                    | 団体の目的                                    |
|--------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 562,998,000円 | 基本財産の現在額<br>1,094,331,277円<br>県の出資割合 51.4% | 民間社会福祉事業の振興について必要な支援を行い、もって県民福祉の増進に寄与する。 |

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 3 山形県信用保証協会

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

#### (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                     | 団 体 の 目 的                                                 |
|----------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 6,078,560,658円 | 基本財産の現在額<br>18,617,646,332円<br>県の出資割合 32.6% | 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証を行い、もって県内中小企業者等の経営安定と振興発展に寄与する。 |

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補 助 金 の 名 称                  | 補助対象事業費      | 補 助 金 額      | 補 助 の 目 的                                  |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------------------------------------|
| 信用保証協会保証料補給補助金               | 491,871,000円 | 491,871,000円 | 中小企業者の保証料負担の軽減を図るため、保証料の一部を補給し、保証料率を引き下げる。 |
| 信用保証協会保証料補給特別補助金             | 612,258,000円 | 428,580,000円 | 県が定める保証制度について、保証料の一部を補給し、保証料率を引き下げる。       |
| 緊急経営安定保証制度対応信用保証協会保証料補給特別補助金 | 43,830,000円  | 39,447,000円  | 緊急経営安定保証制度に係る保証料の一部を補給し、保証料率を引き下げる。        |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 4 財団法人 山形県産業技術振興機構

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                    | 団 体 の 目 的                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3,834,210,900円 | 基本財産の現在額<br>4,609,285,000円<br>県の出資割合 83.2% | 本県産業の自立的発展を推進するため、産学官連携の促進、研究開発プロジェクトの推進、知的財産活用の推進、高度技術者の養成等により、県内企業の技術開発力、付加価値生産性の向上及び本県産業を牽引する新技術、新産業の創出に寄与する。 |

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補 助 金 の 名 称           | 補助対象事業費     | 補 助 金 額     | 補 助 の 目 的                                                     |
|-----------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 産業技術振興機構運営費補助金        | 86,920,320円 | 81,723,679円 | 機構の人件費及び管理運営費に対し補助する。                                         |
| ニューウェーブ研究創出事業費補助金     | 7,150,000円  | 3,575,000円  | 県内大学等の若手研究者を対象とした産学共同研究に発展する可能性を有する研究テーマに係る委託研究費及び事務費に対し補助する。 |
| 山形有機エレクトロニクス研究所運営費補助金 | 77,920,819円 | 46,236,000円 | 機構に附設の有機エレクトロニクス研究所の運営費に対し補助する。                               |

## (2) 監査の結果

## ア 指摘事項

支払事務の遅延により延滞税を発生させたものがある。

イ 注意事項  
なし

5 社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                                                                     |
|--------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 100,000,000円 | 基本財産の現在額<br>250,910,000円<br>県の出資割合 39.9% | 青果物等の価格が著しく低落した場合の価格安定対策事業や青果物消費拡大事業等を実施することにより、生産者の経営安定に寄与するとともに、青果物に対する需要及び供給の安定的拡大を図る。 |

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称               | 補助対象事業費      | 補助金額        | 補助の目的                                                           |
|----------------------|--------------|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 青果物価格安定対策事業費補助金      | 96,367,691円  | 46,402,075円 | 青果物の需給及び価格の安定を図るための青果物価格安定対策事業に対し補助する。                          |
| 指定野菜価格安定対策資金造成事業費補助金 | 10,242,000円  | 10,242,000円 | 野菜指定産地における野菜の生産及び出荷の安定等を図るための指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業に対して補助する。 |
| 新山形県農産物等流通戦略推進事業費補助金 | 102,255,773円 | 18,400,000円 | 県産農林水産物の流通促進及び評価向上、消費拡大を図るために行う新山形県農産物等流通戦略推進事業に対し補助する。         |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 財団法人 山形県農業公社

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 557,895,800円 | 基本財産の現在額<br>662,900,000円<br>県の出資割合 84.2% | 農業経営の規模の拡大、農地の集団化及び農用地の整備その他農地保有の合理化による農地経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業の適切かつ円滑な推進を図り、もって本県農業の健全な発展に資する。 |

## イ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名        | 借入金残高          | 保証期間                          | 借入金の用途               |
|-------------|----------------|-------------------------------|----------------------|
| 小作料前払資金     | 10,130,000円    | 平成9年5月23日<br>～<br>平成20年12月5日  | 小作料複数年分を一括して前払い      |
| 農地保有合理化事業資金 | 1,521,187,068円 | 平成11年4月15日<br>～<br>平成28年7月19日 | 農用地の買入、借入及び農業用機械の借入等 |

## ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称             | 補助対象事業費      | 補助金額         | 補助の目的                                               |
|--------------------|--------------|--------------|-----------------------------------------------------|
| 農地保有合理化事業費補助金      | 372,888,617円 | 223,649,442円 | 農地保有合理化事業の実施に要する経費に対し補助する。                          |
| 強い農業づくり交付金         | 72,798,650円  | 36,393,000円  | 地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するための事業に要する経費に対し補助する。 |
| 新規就農促進対策事業費補助金     | 2,884,000円   | 2,884,000円   | 新規就農者の初度的経費の負担軽減を図り、円滑な就農を支援する事業に対し補助する。            |
| 集落営農推進事業（リース事業）補助金 | 27,597,000円  | 27,597,000円  | 地域営農推進事業（リース事業）の推進に要する経費に対し補助する。                    |
| 草地開発事業補助金          | 310,527,000円 | 249,148,000円 | 畜産の振興を図るための草地開発事業に要する経費に対し補助する。                     |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 7 山形県漁業信用基金協会

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                                           |
|--------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 397,800,000円 | 基本財産の現在額<br>676,300,000円<br>県の出資割合 58.8% | 中小漁業者に対する貸付等について、その債務を保証し、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 8 財団法人 山形県水産振興協会

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                              |
|--------------|------------------------------------------|------------------------------------|
| 107,500,000円 | 基本財産の現在額<br>199,000,000円<br>県の出資割合 54.0% | 栽培漁業及び内水面漁業の振興を図る事業を行い、水産資源の増大を図る。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 9 社団法人 山形県系統豚普及センター

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                 | 団体の目的                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 15,000,000円 | 基本財産の現在額<br>50,660,000円<br>県の出資割合 29.6% | 県が造成した系統豚の維持を図りながら、優良種豚の増殖及び供給を行うことにより、県内肉豚の品質向上と生産の安定を図り、もって農家経営の安定と向上に寄与する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 10 山形県土地開発公社

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                               |
|-------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 30,000,000円 | 基本財産の現在額<br>30,000,000円<br>県の出資割合 100% | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。 |

イ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名     | 借入金残高        | 保証期間                         | 借入金の用途     |
|----------|--------------|------------------------------|------------|
| 公有地取得等資金 | 84,538,001円  | 平成15年4月1日<br>~<br>平成20年3月31日 | 平成15年度事業資金 |
| 公有地取得等資金 | 68,444,671円  | 平成16年4月1日<br>~<br>平成21年3月31日 | 平成16年度事業資金 |
| 公有地取得等資金 | 536,857,774円 | 平成17年4月1日<br>~<br>平成22年3月31日 | 平成17年度事業資金 |
| 公有地取得等資金 | 415,028,787円 | 平成18年4月1日<br>~<br>平成23年3月31日 | 平成18年度事業資金 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 11 庄内空港ビル 株式会社

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                                |
|--------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 144,000,000円 | 基本財産の現在額<br>480,000,000円<br>県の出資割合 30.0% | 空港ビル及びこれに付帯する施設の賃貸並びに、航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供等を行う。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 12 財団法人 山形県総合運動都市公園公社

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                                                                            |
|-------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50,000,000円 | 基本財産の現在額<br>50,000,000円<br>県の出資割合 100% | 都市公園の持つ多様な機能を十分に発揮させるため、都市公園の管理、整備及び効果的な利活用並びに都市緑化に関する事業、県民スポーツの推進に資する事業を行い、もって県民の健康と福祉の増進に寄与する。 |

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名     | 18年度委託金額     | 指定期間                         | 業務の内容                                                        |
|-----------|--------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 山形県総合運動公園 | 385,894,700円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 公園施設、附属設備及び物品の維持管理<br>公園有料施設の使用手続きに関する事務及び利用者への便宜供与、利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 13 山形県道路公社

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                   | 団体の目的                                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 816,000,000円 | 基本財産の現在額<br>816,000,000円<br>県の出資割合 100.0% | 山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 |

## イ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名         | 借入金残高          | 保証期間                          | 借入金の用途          |
|--------------|----------------|-------------------------------|-----------------|
| 山形駅西口駐車場建設資金 | 712,776,493円   | 平成10年3月20日<br>～<br>平成32年3月20日 | 山形駅西口駐車場の建設費    |
| 山形県道路公社営業資金  | 3,150,000,000円 | 平成19年3月30日<br>～<br>平成19年4月2日  | 有料道路営業資金（短期借入金） |

## ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称     | 補助対象事業費      | 補助金額         | 補助の目的                                                    |
|------------|--------------|--------------|----------------------------------------------------------|
| 山形県道路公社補助金 | 348,822,993円 | 348,822,993円 | 西吾妻有料道路の無料開放に伴う債務補填及び西蔵王有料道路の一部無料開放による繰上償還に要する資金に対し補助する。 |

## (2) 監査の結果

## ア 指摘事項

料金収入事務で適正でないものがある。

## イ 注意事項

なし

## 14 山形県住宅供給公社

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                 | 団体の目的                                                                              |
|-------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 13,000,000円 | 基本財産の現在額<br>26,000,000円<br>県の出資割合 50.0% | 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 |

## イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名                       | 18年度委託金額     | 指定期間                         | 業務の内容                                                       |
|-----------------------------|--------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 県営住宅、特定優良賃貸住宅及び山形県すまい情報センター | 326,371,545円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 県営住宅及び特定優良賃貸住宅の管理、家賃の収納等<br>住宅に関する総合相談に応じる山形県すまい情報センターの管理運営 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 15 財団法人 山形県公営企業振興協会

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                 | 団体の目的                                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30,000,000円 | 基本財産の現在額<br>70,000,000円<br>県の出資割合 42.9% | 地方公営企業（以下「企業」という。）の経営に関する調査研究、企業従事者の研修及び企業施設の保守管理等の事業を行うことにより、企業の業務の円滑な遂行を推進し、もって企業の発展に寄与する。 |

## イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名   | 18年度委託金額 | 指定期間                         | 業務の内容                                 |
|---------|----------|------------------------------|---------------------------------------|
| 山形県営駐車場 | 0円       | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 施設の維持管理、駐車場の利用手続き及び利用者への便宜供与並びに料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 16 財団法人 山形県埋蔵文化財センター

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50,000,000円 | 基本財産の現在額<br>50,000,000円<br>県の出資割合 100% | 県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 17 財団法人 山形県体育協会

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                  |
|--------------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 171,816,972円 | 基本財産の現在額<br>270,184,821円<br>県の出資割合 63.6% | 山形県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚を図る。 |

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称             | 補助対象事業費     | 補助金額        | 補助の目的                                 |
|--------------------|-------------|-------------|---------------------------------------|
| 財団法人山形県体育協会運営費補助金  | 41,327,715円 | 27,867,042円 | 事務局の運営に要する人件費及び事務所の維持管理に要する経費に対し補助する。 |
| 財団法人山形県体育協会補助金     | 1,880,600円  | 1,880,600円  | 国体・東北総体への出場選手・監督・役員のユニフォーム代に対し補助する。   |
| 山形県少年少女スポーツ交流大会負担金 | 2,500,000円  | 2,500,000円  | 県少年少女スポーツ交流大会事業に対し補助する。               |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 18 西川町総合開発 株式会社

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名     | 18年度委託金額    | 指定期間                         | 業務の内容                                                        |
|-----------|-------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 山形県立自然博物館 | 20,482,350円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 博物館の施設、設備の維持管理及び来園者への便宜供与等                                   |
| 志津野営場     | 3,053,000円  | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 施設、設備の維持管理及び野営場の使用手続きに関する事務、利用料金の徴収等                         |
| 弓張平公園     | 79,482,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 公園施設、付属設備及び物品の維持管理<br>公園有料施設の使用手続きに関する事務及び利用者への便宜供与、利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 19 社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

## ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名       | 18年度委託金額    | 指定期間                         | 業務の内容                           |
|-------------|-------------|------------------------------|---------------------------------|
| 山形県介護学習センター | 14,765,142円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 施設の維持管理及び介護講座の開催、福祉用具展示室の設置・運営等 |

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称              | 補助対象事業費     | 補助金額        | 補助の目的                                              |
|---------------------|-------------|-------------|----------------------------------------------------|
| 山形県社会福祉協議会運営費補助金    | 6,533,000円  | 6,533,000円  | 事務局の運営を行うために必要な人件費等に対し補助する。                        |
| セーフティネット支援対策等事業費補助金 | 76,077,734円 | 65,667,000円 | 協議会が実施する地域社会福祉活動を総合的に推進することを目的とした各種事業に係る経費に対し補助する。 |
| 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金  | 19,492,000円 | 19,492,000円 | 健康福祉祭への選手派遣等、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施に必要な経費に対し補助する。   |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 20 シンコースポーツ 株式会社

監査実施年月日 平成19年11月21日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

## ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名      | 18年度委託金額    | 指定期間                         | 業務の内容                    |
|------------|-------------|------------------------------|--------------------------|
| 山形県民の海・プール | 28,286,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | プールの施設、設備の維持管理及び利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 21 ふるさと公園管理運営企業体

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

## ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名       | 18年度委託金額    | 指定期間                         | 業務の内容                                                               |
|-------------|-------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 最上川ふるさと総合公園 | 56,665,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 公園内の植栽管理、施設、付属設備及び物品の維持管理<br>公園有料施設の使用手続きに関する事務及び利用者への便宜供与、利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 22 健康の森公園管理共同企業体

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 18年度委託金額    | 指 定 期 間                      | 業 務 の 内 容                                                        |
|-----------|-------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 健康の森公園    | 19,545,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 公園内の植栽管理、施設及び付属設備の維持管理<br>公園有料施設の使用手続きに関する事務及び利用者への便宜供与、利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 23 株式会社 中山町商工観光公社

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 18年度委託金額    | 指 定 期 間                      | 業 務 の 内 容                                                           |
|-----------|-------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 中山公園      | 68,450,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 公園内の植栽管理、施設、付属設備及び物品の維持管理<br>公園有料施設の使用手続きに関する事務及び利用者への便宜供与、利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 24 株式会社 テクノプラザ米沢

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 18年度委託金額   | 指 定 期 間                      | 業 務 の 内 容      |
|-----------|------------|------------------------------|----------------|
| 米沢ヘリポート   | 6,716,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | ヘリポートの維持管理及び運営 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

- 25 株式会社 グリーンバレー神室振興公社  
 監査実施年月日 平成19年11月5日  
 担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名   | 18年度委託金額    | 指定期間                         | 業務の内容                                                 |
|---------|-------------|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 山形県遊学の森 | 20,580,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 施設、付属設備及び物品の維持管理及び運営管理<br>施設等の使用手続きに関する事務及び使用者への便宜供与等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

- 26 庄内園芸緑化 株式会社  
 監査実施年月日 平成19年11月21日  
 担当監査委員 加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名    | 18年度委託金額     | 指定期間                         | 業務の内容                                                          |
|----------|--------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 庄内空港緩衝緑地 | 104,682,000円 | 平成18年4月1日<br>～<br>平成21年3月31日 | 施設内の植栽管理、施設及び付属設備の維持管理<br>有料施設の使用手続きに関する事務及び使用者への便宜供与、利用料金の徴収等 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

- 27 財団法人 山形県市町村振興協会  
 監査実施年月日 平成19年11月5日  
 担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した交付金に係る出納その他の事務の執行状況

| 交付金の名称        | 交付対象事業費      | 交付金額         | 交付の目的                                                                |
|---------------|--------------|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 山形県市町村振興協会交付金 | 706,294,300円 | 706,294,300円 | 市町村が行う公共施設整備事業並びに災害対策事業に対する融資を行うため、協会が設立する基金に対し、市町村振興宝くじの収益金等より交付する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 28 社団法人 山形県シルバー人材センター連合会

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称                                    | 補助対象事業費     | 補助金額        | 補助の目的                                         |
|-------------------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------------------|
| 高齢者就業機会確保事業<br>(シルバー人材センター連<br>合支援事業)費補助金 | 27,628,660円 | 11,522,000円 | 高齢者のために無料の職業紹介を<br>行う事業等の遂行に要する経費に対し<br>補助する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 29 山形県農業担い手支援センター

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称              | 補助対象事業費     | 補助金額        | 補助の目的                                                  |
|---------------------|-------------|-------------|--------------------------------------------------------|
| 担い手総合支援対策事業費<br>補助金 | 53,715,225円 | 53,714,094円 | 本県農業の担い手の育成及び確保に<br>関する活動等、担い手総合支援事業に<br>要する経費に対し補助する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 30 庄内交通 株式会社

監査実施年月日 平成19年11月5日

担当監査委員 田澤 伸一・加藤 淳二

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称     | 補助対象事業費      | 補助金額        | 補助の目的                                                                                    |
|------------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| バス運行対策費補助金 | 142,516,000円 | 66,151,000円 | 生活交通路線として必要なバス路線<br>のうち広域的・幹線的なバス路線の運行<br>を維持するための経費及び生活交通路<br>線の運行に供する車両購入費に対し補<br>助する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 31 山形県中学校体育連盟

監査実施年月日 平成19年11月20日

担当監査委員 吉田 明・濱田 宗一

## (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称        | 補助対象事業費     | 補助金額        | 補助の目的                                |
|---------------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| 中学校体育連盟育成費補助金 | 19,837,000円 | 16,707,000円 | 東北・全国大会出場選手・チームの強化事業費等に要する経費に対し補助する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

平成20年 2月26日印刷  
平成20年 2月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056